

第2次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表（総評・課題・施策の方向：平成24年度）

めざす社会のすがた：

「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」

評価	「実施」・「成果」・「課題」等
★★	<p>5つの課題中、課題4「人権が守られる社会の形成」(評価＝★★★)では、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性差に配慮した健康や福祉について充実した対応を図るとともに、課題5「男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化」(評価＝★★★)では、次期男女共同参画推進計画策定方針等の決定や男女共同参画推進計画の的確な進行管理を行い、また、国・県・他市町村、市民団体との連携強化を図ることで体制の強化を進めたところである。</p> <p>一方、課題1「男女共同参画社会の形成のための理解の促進」、課題2「可能性・個性を発揮できる環境整備の促進」及び課題3「家庭生活と社会生活の調和の促進」(いずれも評価＝★★)では、事業所や地域活動団体への男女共同参画に関する働きかけが不十分であり、また、庁内においては女性管理職の育成・登用、男性の育児休暇取得についての取り組みが不十分であった。</p> <p>111ある各事業においては、評価★の事業が23年度の6件と変化は見られないが、評価★★★★★が9件から11件に増加するなど一定程度の推進は図られている。</p> <p>「めざす社会のすがた」に向けての取り組みは、各事業においては一定程度の推進は図られているが、各課題における評価は前年度と変わらず、全体的には推進が不十分であったと判定する。</p> <p>21年度から4年間の評価を考察すると、取り組みが順調に行われている事業と不十分である事業の偏りが見られるため、さらなる計画の推進には、不十分である事業について重点的な取り組みを行う必要がある。</p>

※評価は★の5段階評価

※上記の★の数は、課題等の評価に当たり、各段階において、小数点以下の切捨てを行うため、右下欄の各評価平均と異なる場合がある。

評価段階	判定基準
★★★★★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.8以上である。 課題における平均の評価段階が★★★★★
★★★★★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.7以上0.8未満である。 課題における平均の評価段階が★★★★★
★★★★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.6以上0.7未満である。 課題における平均の評価段階が★★★★
★★★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.3以上0.6未満である。 課題における平均の評価段階が★★★
★★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.3未満である。 課題における平均の評価段階が★★
★	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の目標達成効果率の平均が0.3未満である。 課題における平均の評価段階が★

単位:件				
評価一覧	課題	施策の方向	基本的施策	事業
★★★★★	0	0	0	11
★★★★★	0	0	3	22
★★★★	2	12	21	61
★★★	3	4	3	9
★★	0	1	2	6
評価対象外	-	-	-	2

課 題		評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
1	男女共同参画社会の形成のための理解の促進	★★	男女共同参画を促進するため、講座・研修等を開催し、男女共同参画に関する学習機会の提供、市民との情報交流や研修の強化、男女平等教育・学習の推進を図ったが、事業所への男女共同参画に関する働きかけが十分ではなかったため、男女共同参画社会形成のための理解を十分に促進することができなかった。	男女共同参画社会の形成に向けた理解を促進するため、事業所へのより一層の働きかけが必要である。
2	可能性・個性を発揮できる環境整備の促進	★★	審議会等の女性委員の積極的な登用を促進するとともに、女性の社会的チャレンジ支援講座を開催したが、市女性管理職の登用の促進や地域活動団体等における環境整備の働きかけが十分でなかったため、可能性・個性を発揮できる環境整備は十分に促進することができなかった。	市女性職員が管理職として能力発揮できる環境づくりに取り組むとともに事業所等への意識改革を進める事業等の充実が必要である。
3	家庭生活と社会生活の調和の促進	★★	子育て・介護等と社会での活動の両立を支援するとともに、男性のための介護者の会を設立するなど、男性の家庭・地域での活動の支援を行ったが、職場におけるワーク・ライフ・バランスの働きかけは不十分であった。	子育て支援等のサービスの充実や、ワーク・ライフ・バランスについての効果的な周知方法の検討等が必要である。
4	人権が守られる社会の形成	★★★	ドメスティック・バイオレンス等やセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発や研修の充実を図るとともに、性差医療に関する情報の収集・提供の実施、性差に配慮した検診や心身の相談業務を進め、人権が守られる社会の形成を促進した。	ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援のための体制整備が一層求められるほか、健康教育における男性の参加を促し、健康増進の取り組みを行う必要がある。
5	男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	★★★★	次期男女共同参画推進計画策定方針等の決定や計画事業評価の実施・公表、国・県・他市町村のほか、市民団体との連携・協働や公募市民による委員の登用を行い、男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化を行った。	市民意識調査を実施しなければ成果が把握できない指標があるが、他の行政課題や施策の状況、費用等を考慮すると毎年度の調査の実施は困難である。

課題 1	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
男女共同参画社会の形成のための理解の促進	★★	男女共同参画を促進するため、講座・研修等を開催し、男女共同参画に関する学習機会の提供、市民との情報交流や研修の強化、男女平等教育・学習の推進を図ったが、事業所への男女共同参画に関する働きかけが十分ではなかったため、男女共同参画社会形成のための理解を十分に促進することができなかった。	男女共同参画社会の形成に向けた理解を促進するため、事業所へのより一層の働きかけが必要である。

		評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（１）				
男女共同参画の市民理解の促進		★★★	講座・研修等を開催し、男女共同参画に関する学習機会の提供と市民との情報等の交流を促進することで、男女共同参画の市民理解を促進した。	市民等に対する、効果的な周知方法を検討するとともに、わかりやすい情報提供と的確な情報把握が必要である。
基本的 施策	① 市民への男女共同参画に関する学習機会の提供	★★★	四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業を行い、講座・研修の開催を行った。また、生涯学習まちづくり出前講座に「男女共同参画について」を登録し、市民に対する学習機会の提供を推進した。	解りやすく、魅力的な講座の開催と、効果的な周知方法の検討が必要である。
	② 市民との男女共同参画に関する情報交流	★★★	市政だより、ホームページ、広報紙による情報発信や図書、DVDの貸出等を行い、市民との情報交流を促進した。	市民等への効果的な周知方法の検討及び的確な情報の把握と提供が求められる。
	③ 男女共同参画に関する市民の交流の促進	★★★★	四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会主催の四街道市男女共同参画フォーラム事業を開催し、男女共同参画に関する市民の交流の機会を促進した。	市民等へ効果的な情報提供の方法を検討する必要がある
施策の方向（２）				
職場における男女共同参画の理解の促進		★★	市職員・教員、事業所に対して、男女共同参画に関する情報の周知・啓発等を行うとともに、市職員・教員に対して、研修会を実施することで、職場における男女共同参画の理解を促進した。なお、事業所からの研修開催等相談に対し、講師を紹介する体制を整えているが、事業所への働きかけが不十分であり、成果はなかった。	事業所より、相談等の利用がないことから、一層の普及・啓発等の働きかけが必要である。
基本的 施策	① 男女共同参画に関する市職員・教員研修の強化	★★★	市職員及び教員に対して、男女共同参画に関する情報の周知・啓発を行うとともに、研修会を実施することで、男女共同参画社会に関する理解を促進した。	多数の職員、教員が参加できる研修の開催時期、時間帯を検討するとともに理解が深まる内容を検討する必要がある。
	② 男女共同参画に関する事業所への働きかけ	★★	事業所に対し、男女共同参画に関する情報の普及・啓発を図るとともに、事業所からの研修開催等の相談に対し、講師を紹介できる体制とし、事業所への働きかけを行ったが十分ではなかった。	事業所より、相談等の利用がないことから、一層の普及・啓発等の働きかけが必要である。
施策の方向（３）				
男女平等教育・学習の推進		★★★	保育所、小中学校等の教育の場で、成長段階に応じた男女平等教育・学習を行うとともに、教員の適材適所・能力開発の視点による職務分担決定を行い、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育・学習を推進した。	教職員の性別と適材適所の配置をバランスよく考慮しつつ、学校、学級間での指導内容に差が生じないようにする必要がある。
基本的 施策	① 性別にかかわらず可能性・個性を伸ばす教育・学習の推進	★★★	教育の場において、職場体験の内容を充実するとともに、教員の適材適所・能力開発の視点による職務分担決定を行い、性別にかかわらず可能性・個性を伸ばす教育・学習を推進した。	職場体験においては、児童・生徒の興味関心に応えられる内容とすることや、体験学習先のより一層の拡大が求められる。教職員においては性別と適材適所の配置をバランスよく考慮する必要がある。
	② 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	★★★	保育所等で、子どもの状況や発達過程を踏まえ、男女平等意識を醸成し保育を行うとともに、小中学校における道徳授業等を通じ、男女の協力や協働を促すことで、男女平等の視点に立った教育・学習を推進した。	学校、学級間での指導内容に差が生じないようにする必要があるとともに、各学校、学級の現状を踏まえた上で推進する必要がある。
	③ 性に関する教育・学習の推進	★★★	小中学校において、成長段階に応じ、人権の重要な要素である性の理解を深めるとともに、中学生に保健事業を実施することで、必要な知識の普及や意識の醸成を図り、男女平等教育・学習を推進した。	対象者の拡大について検討するとともに、お互いを思いやる気持ちを持たせる授業や、コミュニケーション能力を養うなどの内面的変化について学ぶ授業を今まで以上に展開する必要がある。

課題 2	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
可能性・個性を発揮できる環境整備の促進	★★	審議会等の女性委員の積極的な登用を促進するとともに、女性の社会的チャレンジ支援講座を開催したが、市女性管理職の登用の促進や地域活動団体等における環境整備の働きかけが十分でなかったため、可能性・個性を発揮できる環境整備は十分に促進することができなかった。	市女性職員が管理職として能力発揮できる環境づくりに取り組むとともに事業所等への意識改革を進める事業等の充実が必要である。

		評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（１）				
市政への女性の参画の促進		★★	審議会等の委員構成において、男女比率を考慮して選考することを明確に規定するとともに、会議においては、委員の出席しやすい日程に配慮するなど、女性委員の登用を促進した。市職員については、性別にかかわらず職員の能力発揮と登用を進めているが、女性管理職の増加には至っていない。	市女性職員に対して早い段階からの意識啓発とキャリアアップ期間の不足への対応が求められる。また、審議会においては、審議会等の性質や委員の構成や適正により必ずしも女性の登用ができるとは限らない。
基本的 施策	① 市女性職員の能力発揮と登用の促進	★★	性別に関係なく、各種研修への参加及び適格で優秀な人材の管理職登用環境の整備を進め、女性職員の能力発揮を促進したが、施策の性質上、短期的な効果を得られるものではないことから、登用は十分ではなかった。	早い段階からの意識啓発を行い、中長期的な視点で管理職を育成する必要がある。
	② 審議会等への女性委員の登用の促進	★★★★	市の審議会等委員構成は、男女比率を考慮するよう各所管課等に指導等を行うとともに、委員の出席しやすい審議会等の開催日程等に配慮し、女性委員の登用を促進した。	各種審議会等の性質や委員の構成によっては、女性の登用が困難な場合がある。また、委員の適性も様々であることから、必ずしも女性の登用ができるとは限らない。
施策の方向（２）				
職場における女性の参画の促進		★★	男女雇用機会均等法等の普及・啓発や自営業者、農業者及び事業所等における男女平等推進に関する働きかけを行うとともに、入札において男女平等を推進する企業を評価する制度を整え、職場における女性の参画を促進した。	事業所や農業の経営者に対する意識改革を進める事業等の充実や、一層の周知・啓発が必要である。
基本的 施策	① 女性従業員の能力発揮と登用の促進	★★★★	男女が共同して参画することのできる環境づくりを積極的に貢献している事業所を千葉県が表彰しており、市ホームページに掲載することで事業所等への情報提供を推進した。	今後も市ホームページ等による情報提供の充実を図る必要がある。
	② 事業所への雇用労働に係る男女平等推進に関する働きかけ	★★	事業所に対し、男女雇用機会均等法等の普及・啓発や雇用労働に係る男女平等推進に関する周知を行うとともに、入札において、男女平等を推進する企業を評価する制度を整えた。	男女雇用機会均等法等の普及・啓発をより一層図るため、事業所の経営者、従業員に対する意識改革を進める事業等の充実が求められる。
	③ 自営業者・農業者における男女平等推進に関する働きかけ	★★★★	自営業者、農業者に対し、女性の経営参画の促進に向けた啓発を行い、家族経営における男女共同参画の推進に努めた。	家族経営協定における推進体制の整備が必要である。
施策の方向（３）				
地域活動における女性の参画の促進		★	地域活動団体に対して、情報提供を進め、性別に関わらず誰でも地域活動へ参加できるよう機会の拡充を行ったが、自治会、子ども会育成会活動における促進、啓発が十分ではなかったことから、地域活動における女性の参画は十分に促進できなかった。	地域活動団体は、性別を問わずテーマに関心のある市民が構成する団体や家庭の就労形態等の影響により男女の構成比が偏っている団体などあり、社会構造的な改善と併せ、並行的に働きかけていく必要がある。
基本的 施策	① 地域活動団体への男女共同参画社会の形成に関する働きかけ	★	地域活動団体に対して、男女共同参画の促進及び啓発を図ったが、自治会、子ども会育成会、PTA活動等における男女共同参画の促進、啓発が十分でなかったことから、男女共同参画社会形成に関する働きかけを進めることができなかった。	地域活動団体は、性別を問わずテーマに関心のある市民が構成する団体や家庭の就労形態等の影響により男性の参加が少ない団体などあり、社会構造的な改善と併せ、並行的に働きかけていく必要がある。
施策の方向（４）				
男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進		★★★★	防犯灯・街路灯の整備や自主防犯組織のパトロールにより誰もが安心できる地域づくりを推進するとともに、防災における女性の参画を推進した。また、姉妹都市への派遣やALTとの交流により、国際感覚を醸成するなど、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを促進した。	防災面における男女共同参画については、より一層の推進を図る必要がある。
基本的 施策	① 防犯・防災における男女共同参画推進	★★★★★	防犯灯・街路灯の設置を進め、防犯パトロールの実施、消防団への女性団員の採用など、誰もが安全で安心な地域づくりを推進した。防災計画、備蓄用品についても、今後の対応を準備している。	女性の消防団員の参加、防災についてさらなる啓発活動及び広報による周知や、女性のニーズを踏まえた防災計画、備蓄用品の整備が必要である。
	② 外国人との共生における男女平等の確保	★★★★	姉妹都市リバモアへの短期留学生の派遣、小中学校における国際理解教育の促進を図ることで、異文化や異なる価値観を踏まえた上での男女平等に関する国際感覚の醸成を促進した。	交流する外国人の性別や国籍が単一的にならないような配慮が必要である。

	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（５） 女性の社会的チャレンジの支援	★★★	就職・再就職を目指す女性を対象に、就職のための各種情報提供や給付金制度等の周知を行うとともに、女性の社会参画への推進を図る講座を開催し、女性の社会的チャレンジの支援をした。	求職者への情報提供について効果的な周知方法の検討が必要である。
基本的施策 ① 女性の社会的チャレンジを支援する相談・学習機会・情報の提供等	★★★	就職・再就職を目指す女性を対象に、就職のための各種情報提供や給付金制度等の周知を行うとともに、女性の社会参画への推進を図る講座を開催した。	魅力的な講座の開催や求職者への情報提供について効果的な周知法の検討が必要である。

課題 3	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
家庭生活と社会生活の調和の促進	★★	子育て・介看護等と社会での活動の両立を支援するとともに、男性のための介護者の会を設立するなど、男性の家庭・地域での活動の支援を行ったが、職場におけるワーク・ライフ・バランスの働きかけは不十分であった。	子育て支援等のサービスの充実や、ワーク・ライフ・バランスについての効果的な周知方法の検討等が必要である。

	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（１）			
家庭生活と社会生活の両立支援	★★★	家庭生活と社会生活の両立・調和を図ることができるよう、保育事業の充実を図るとともに、介護保険制度等の啓発、助成事業等の実施により、子育て・介看護等と社会での活動の両立を支援した。	ワーク・ライフ・バランスへの取り組みや保育、介護サービスの普及啓発について、効果的な周知が必要である。
基本的 施策			
① 子育て・介看護等と社会での活動の両立支援の取り組み	★★★	保育事業の充実を図るとともに、介護保険制度等の啓発、助成事業等の実施により、子育て・介看護等と社会での活動の両立を支援した。	ワーク・ライフ・バランスへの取り組みや保育、介護サービスの普及啓発について、効果的な周知が必要である。
施策の方向（２）			
家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進	★★	市職員や事業者に対し、家庭と就労の両立の普及・啓発を行い、そのための職場環境の整備を促進した。	市職員及び市内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの効果的な周知方法について検討する必要がある。
基本的 施策			
① 家庭と就労の両立調和に関する事業所への働きかけ	★★	市職員及び市内事業者に対し、家庭と就労の両立の普及・啓発を行い、男女がともに家庭と就労の両立を図るよう働きかけを行った。	市職員及び市内事業者に対するワーク・ライフ・バランスの効果的な周知方法について検討する必要がある。
施策の方向（３）			
男性の家庭・地域での活動の支援	★★★	各種講座、事業等を実施し、男性の家事・子育て・介看護等の知識と技術の習得を支援するとともに、男性のための介護者の会を設立するなど、交流機会の促進による、男性の家庭・地域での活動支援を行った。	講座等について、男性が参加しやすい曜日、時間の検討が必要である。また、土日開催のための人員配置を考慮する必要がある。
基本的 施策			
① 男性への生活技術・子育て・介看護等に関する相談・学習機会・情報の提供等	★★★	各種講座、事業等を実施し、男性の家事・子育て・介看護等の知識と技術の習得を支援するとともに、男性のための介護者の会を設立するなど、男性の交流機会の促進した。	講座等について、男性が参加しやすい曜日、時間の検討が必要である。また、土日開催のための人員配置を考慮する必要がある。

課題 4	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
人権が守られる社会の形成	★★★	ドメスティック・バイオレンス等やセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発や研修の充実を図るとともに、性差医療に関する情報の収集・提供の実施、性差に配慮した検診や心身の相談業務を進め、人権が守られる社会の形成を促進した。	ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援のための体制整備が一層求められるほか、健康教育における男性の参加を促し、健康増進の取り組みを行う必要がある。

		評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（１）				
女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための相談・学習機会・情報の提供等		★★★	ドメスティック・バイオレンス等を防止するため、関係機関との連携や民生・児童委員への研修の充実、相談先の周知を図るとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を推進し、女性に被害の多い暴力の防止と被害者支援のための相談、学習機会・情報の提供等を行った。	ケースワーカー・相談員のさらなる資質向上、地域住民や関係機関との協力体制の強化、相談や情報提供しやすい環境の構築等が求められる。
基本的 施策	① ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援のための相談の充実	★★★	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策における関係機関との連携や民生・児童委員への研修の充実、相談先の周知を図ることによりドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援への取組を進めた。	ケースワーカー・相談員のさらなる資質向上や地域住民の協力体制の強化、情報提供しやすい環境づくりが求められる。
	② セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援のための相談の充実	★★★★	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発や市役所における相談・対応体制の充実などにより、セクシュアル・ハラスメントの防止を促進した。	セクシュアル・ハラスメント防止に関する効果的な啓発や、市役所においてハラスメントが発生した場合の迅速に対応できる環境づくりの検討が必要である。
施策の方向（２）				
男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進		★★★	性差医療に関する情報の収集・提供の実施、性差に配慮した検診や心身の相談業務を進め、健康の維持増進を図るための取り組みを進めるとともに、同性介助のニーズを検討するなど、男女共同参画の視点から健康の確保と福祉の増進に努めた。	健康教育における男性の参加を促す必要がある。また、高齢者・障害者福祉における人材不足の解消が求められる。
基本的 施策	① 性差に配慮した健康の維持増進の取り組み	★★★	性差医療に関する情報の収集・提供の実施、性差に配慮した検診や心身の相談業務を進め、健康の維持増進を図るための取り組みを進めた。	健康教育における男性の参加を促す必要がある。
	② 性に配慮した高齢者・障害者福祉	★★★	同性介助の苦情、相談体制は整備済みであり、また、介助については個人の意思を尊重したサービスの実施に努めている。	介護サービス分野や障害者福祉における人材不足の解消が求められる。

課題 5	評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	★★★	次期男女共同参画推進計画策定方針等の決定や計画事業評価の実施・公表、国・県・他市町村のほか、市民団体との連携・協働や公募市民による委員の登用を行い、男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化を行った。	市民意識調査を実施しなければ成果が把握できない指標があるが、他の行政課題や施策の状況、費用等を考慮すると毎年度の調査の実施は困難である。

		評価	「実施」・「成果」	「実施上の課題」
施策の方向（１）				
施策の推進体制の強化		★★★	男女共同参画推進本部において次期男女共同参画推進計画策定方針等を決定した。また、職員研修を実施することにより、職員全体の資質を向上し、施策の推進体制の強化を行う一方、専任組織設置の検討は、限られた職員数の中で増加する行政課題に対応している現状を考慮し、引き続き見送るものとした。	限られた職員数の中、喫緊の行政課題に適切に対応するための組織・人員編成を行う必要がある。
基本的 施策	① 庁内における男女共同参画推進機能の強化	★★★	男女共同参画推進本部において平成26年度を開始年度とする第3次四街道市男女共同参画推進計画の策定方針等を決定した。また、推進本部会委員を含めた職員対象の研修を実施し、職員全体の資質向上を図ることができたが、専任組織設置の検討は、限られた職員数の中で増加する行政課題に対応している現状を考慮し、引き続き見送るものとした。	限られた職員数の中、喫緊の行政課題に適切に対応するための組織・人員編成を行う必要がある。
	② 男女共同参画推進協議会との協働の強化	★★★	各会議において委員の出席しやすい日程等に配慮して開催するなど、運営の充実に努めた。	
施策の方向（２）				
計画の成果を上げる進行管理		★★★	男女共同参画推進計画における計画事業の進行管理を行い、評価を実施・公表した。また、市民意識調査を行ったが、市職員、事業所の意識調査を行うことができず、それらの意識の実態を把握することが十分にはできなかった。	進行管理の際、市民意識調査を実施しなければ成果が把握できない指標があるが、他の行政課題や施策の状況、費用等を考慮すると毎年度の調査実施は困難である。
基本的 施策	① 男女共同参画推進計画の成果を上げる進行管理の実施	★★★	男女共同参画推進計画における計画事業の進行管理を行い、進行状況の評価を実施・公表した。また、市民意識調査を行ったが、市職員、事業所の意識調査を行うことができず、それらの意識の実態を把握することは十分にできなかった。	進行管理の際、市民意識調査を実施しなければ成果が把握できない指標があるが、他の行政課題や施策の状況、費用等を考慮すると毎年度の調査実施は困難である。
施策の方向（３）				
国・県・他市町村との連携		★★★	県内26市により構成する連絡協議会や、県主催会議等を通して男女共同参画に係る課題への対応を協議するとともに、県への要望を行うなど、男女共同参画の推進に当たり、関係団体との連携を図った。	
基本的 施策	① 男女共同参画社会の形成のための国・県・他市町村との連携強化	★★★	国・県・他市町村との連携を図りながら、男女共同参画に係る様々な課題の解決に向けた取り組みを推進した。	
施策の方向（４）				
市民との協働		★★★	四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会との協働事業により市民協働を推進した。また、四街道市男女共同参画推進協議会、四街道市男女共同参画審議会については、公募市民4名が委員となり、十分な市民参加を実施した。	
基本的 施策	① 男女共同参画社会の形成のための市民との協働活動の推進	★★★	四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会との協働事業により市民協働を推進した。また、四街道市男女共同参画推進協議会、四街道市男女共同参画審議会については、公募市民4名が委員となり、十分な市民参加を実施した。	